小型貨物自動車買入れ仕様書

1. 総則

本仕様書は、第七管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が調達する小型貨物自動車について適用する。

2. 件名

小型貨物自動車買入れ

3. 品目及び数量

小型貨物自動車　1台

4. 仕様

以下に示す仕様に適合またはそれ以上を満たす新車であること。

（1） 種別・用途等

① 種別：小型
② 用途：貨物
③ 自家用の別：自家用
④ 車両重量：2．5トン未満

（2） 環境仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成27年）の「自動車」の基準を満たすもの。

（3） 性能仕様

① 車体の形状：バン（5ドア以上）
② 車体の寸法：長さ4，000mm 以上
③ 荷室内寸法：
　2人乗時：フロア長さ1，800mm 以上、幅1，400mm 以上、高さ1，200mm 以上
④ 燃料の種類：ガソリン
⑤ 総排気量：2，000cc 未満
⑥ 変速方式：オートマチック
⑦ 車体色：メーカー標準規格により別途指定する。

（4） 乗車定員

5名以上

（5） 装備品

次の装備を有すること。

ア　運転席SRSエアバックシステム
イ　アンチロックブレーキシステム
ウ　電動パワーステアリング
エ　集中ドアロック
オ　AM／FMラジオ
カ　エアコン
キ　荷室天井内装
ク　ヘッドレスシート
ケ　2点式又は3点式シートベルト
コ　スモークフィルム（スライドドア・リヤサイド・バックドア）
※プライバシーガラスの場合を除く
サ　前席パワーウィンド
シ　電動リモコンドアミラー
ス　ラゲッジフロアカーペット又はマット
セ　フルホイールカバー
ソ　サイドバイザー
タ　スペアタイヤ（応急タイヤ可）
チ　工具一式
ツ　停止表示板
テ　ETC搭載器（セットアップ込み）
ト　カーナビゲーションシステム
（テレビ受信機能を有しないもの・インダッシュであること。）
チ　バックモニター

（6）自動車登録及び自動車損害賠償責任保険契約の名義

唐津海上保安部　納入車両　1台

ア　所有者
名称　第七管区海上保安本部
住所　福岡県北九州市門司区西海岸1－3－10

イ　使用者（保険契約者）
名称　唐津海上保安部
住所　佐賀県唐津市二タ子3丁目216－2

5．諸手続等

次の手続きは、請負者が代行すること。

（1）　道路運送車両法に基づく自動車検査（新規）及び自動車登録に必要な手続き。

(2) 自動車損害賠償保証法に基づく自動車損害賠償責任保険契約の締結。(24ヵ月)
ただし、保険期間は自動車検査有効期間と同一とする。
(3) 自動車リサイクル法に基づくリサイクル料の納付。
(4) 自動車重量税法に基づく自動車重量税の納付。
(5) 車庫証明手続き。

6. 引取車

唐津海上保安部

トヨタノア

ア 種別等:小型、乗用、自家用、ステーションワゴン
イ 数量:1台
ウ 登録番号:佐賀500て9167
エ 初度登録:平成14年8月
オ 車検期限:平成27年8月4日
カ 自賠責保険期限:平成27年9月5日
キ 走行距離:223,730km(平成27年4月17日現在)

7. 提出書類

納入時に、次の書類を提出すること。

(1) 自動車検査証
(2) 自動車賠償責任保険証明書(領収書を含む。)
(3) 自動車取扱説明書
(4) 整備手帳
(5) 自動車保管場所証票及び証票番号通知書
(6) その他納入車及び引取車の登録等に関する書類

8. 納入場所及び数量

唐津海上保安部

佐賀県唐津市二タ子3丁目216－2 TEL0955-74-4323

9. 納入期限

平成27年8月4日

10. 検査

納入にあたっては、当本部が指名する検査職員の検査を受けること。

11. 支払い方法

車両を納入後、請求書を提出すること。

12. その他

(1) 性能等証明書

納入する物品の品目等については、別添1「仕様確認申請書」、別添2「性能等証明書」をそれぞれ提出し、当本部警備救難部警備課長の審査を受け、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。

(2) 部品の供給等

購入車両に関して、部品の供給、アフターサービス等を適切に行える体制であること。

(3) 諸費用等

本契約には以下の費用を含むものとする。

① 新車登録手続きに要する費用
② 指定納車場所までの納入に関する費用
③ 交換引渡し車の引き取りに関する費用
④ 自動車損害賠償責任保険料(24か月)
⑤ 自動車リサイクル法に基づくリサイクル料

(4) 引渡し車に係る自動車リサイクル料の納入等

① 本契約に際し、甲(発注者)から引渡し予定の前記6項目「引取車」の自動車については、既に「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号、「自動車リサイクル法」)第73条に基づく、

・トヨタノア(佐賀500て9167)

「再資源化預託金等」12，730円、「資源管理料金」480円

を預託済みである。

② 引渡し車の所有権を乙(受注者)に譲渡する日をもって、甲(発注者)は当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって、既に預託済みの再資源化預託金等を乙に請求するので、乙は、別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。なお、再資源化預託金等の預託証明書は、上記納付の確認後、引渡すものとする。

③ 本契約自動車の納入時に引取車を引き渡すので、道路運送車両法に基づく「一時抹消登録」を速やかに行い、その証明書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当本部経理補給部補給課担当職員と協議し、その指示に従うこと。

仕様確認申請書

平成　　年　　月　　日

第七管区海上保安本部警備救難部警備課長　経由
　支出負担行為担当官　第七管区海上保安本部長　殿

（競争参加者の）
住　　所
代表者名　　印

貴本部が公示した入札公告（型貨物自動車買入れ）について、カタログ等物品の仕様書に必要な資料を添えて申請します。

連絡担当先等
連　絡　先
氏　　名
電話番号等

件名　小型貨物自動車買入れ

	品　　目	規　　格　　等	数　量	※ 適否の判定	備　考
1	小型貨物自動車		1台	適・否	
				適・否	
				適・否	
				適・否	
				適・否	
				適・否	
				適・否	
				適・否	
				適・否	
				適・否	

※欄は、第七管区海上保安本部で使用するので記入しないでください。

最終判定
※ 適　・　否

別添　2

性　能　等　証　明　書

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

下記のとおり相違ないことを証明します。

★　納入場所：

		納入しようとする自動車の性能等	※第七管区海上保安本部審査欄
①	車名		
②	形式		
③	車両重量(kg)		
④	乗車定員(人)		
⑤	総排気量(cc)		
⑥	燃費値（km/L)(JC08モードによる値又はJC08モード換算値		
⑦	低排気ガス車認定実施要領（平成１２年運輸省告示第１０３号）の基準のうち、平成１７年基準排出ガス基準に適合していること。	適・否	

◎　総合評価点

$$= 100 + 10.5 \times \frac{\text{提案車の燃費値（　　）－燃費基準値（10.9）}}{\text{燃費目標値（13.2）－燃費基準値（10.9）}} = \boxed{}$$

（注）　※欄は記入しないこと。
　　納入しようとする自動車のカタログ等を添付すること。

自動車の性能に関する審査要領

１．落札方式

次の要件を満たしている者のうち、２によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

２．総合評価点の計算方法

① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（１００点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、５０点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるかをもって評価する。具体的には以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 10.5 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 10.9}{13.2 - 10.9}$$

③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を１万円で除して得た値とする。

３．自動車の燃費値の算定方法

ＪＣ０８モードによる燃費値を使用するものとする。ＪＣ０８モードによる燃費値が公表されていない車種については、１０・１５モードによる燃費値に０．９を乗じることでＪＣ０８モードの燃費値とみなすこととする。